

協会活動状況

●四月十日(土)豊平峡ダム専門委員会

正午 出席者——中村謙平(北電土木部)、伊藤健二(水道局拡張部長)、市瀬勲(河川計画課長)、古明地宏通(同上)、岡本成之(水道局拡張課長)、石川、秋山、太田、子幡、小林、山岡、井手、以上十二名。

種々質疑応答あり、自然保護の立場としては現在のダム・サイト予定地よりさらに五百メートル以上奥にうつすことを主張するも、建設者側は予算上不可能なることを説く。この事情を、井手より会長、知事、市長などに説明することとなり、明白な結論を得ないまま散会。

●四月二十一日(水)

知事公宅に井手、石川の兩名にて知事を訪問。知事は自然保護の立場を諒解され開発局長と談合すべきことを約さる。

●四月二十六日(月)

午後四時、堂垣内開発局長を井手理事長訪問。局長は予算上現予定地を変更しがたき旨発言。知事もそれについて諒解の旨を述べらる。

●四月二十八日(水)

午後四時半、井手理事長、市長訪問。市長および小塩助役と懇談

●五月七日(金)

豊平峡ダムに関する意見書(別記)を知事、開発局長、林野庁長官、札幌管区局長、市長、道庁内記者室などに配布。

●五月二十四日(月)第八回理事会

正午より 出席者——子幡、梅田、久須美道子(ダ)、高倉、石川、浜田(北電)、檢金、渡辺、宮嶋、林、上戸(伊藤組)、東条、萩原(代)、大飼、春日(大島代理)、井手、他に旭川管区局長岩淵、開発局長から市瀬、古明地、ほか一名、計二十名

1 昭和三十九年十二月より昭和四十年三月末までの会計報告—諒承、

2 豊平峡ダムに関する意見書作成にいたるまでの経緯の報告、五月十日、井手理事長が厚生省および日本自然保護協会訪問の報告、

3 大野ダム計画案について開発局側から説明、種々質疑応答あり、東条会長より視察すべき旨提案あり理事長一任。

4 大飼副会長より知床、雄鳥、小島視察報告、

5 日本自然保護協会への団体加入は当分一万円とする。

6 高倉常任理事より知床半島、ウトロ港のオロンコ岩の砂利採取について調査すべきことの発言あり。

7 石川常任理事よりオコタンベ湖、クッタラ湖の保護のこと、登別地獄谷のコンクリート道路は設けないこととした旨報告。

●六月十日(木)教育および編集委員会

正午より 大飼、伊藤(代)、斎藤、檢金、大谷、井手、以上六名出席。

会議休裁、部数、内容、執筆者などを決定、原稿締切九月十日、九月末印刷までの予定、なお、十月末に総会を開くこと、また教育資料として、シリーズにしてやや専門的資料をつくることなど話し合う。

●六月十九日(土)、二十日(日)大野ダムおよびユコマンベツのりフト予定地視察

札幌より井手、石川、檢金、旭川より学大教授・稲垣貫一氏(植物)加わり、開発局古明地技官の案内にて大野ダム予定地を視察、豊平峡一泊、二十日、旭川經由ユコマンベツに至り、午後井手理事長、旭川林務署長の案内にて中継地点まで行き、コースをスキーで下る。スキー連盟代表として旭川の今村源吉氏、速水

氏同行、コース予定地はブッシュの刈込み以外には、一、二本のダケカンパのはかはほとんど伐木の必要のないことを相互に確認する。

●六月二十八日(月)編集委員会

十二時より、大副副会長、井手、石川、高橋常任理事、辻井幹事出席 原稿再確認。

●七月三十一日(土)第九回理事会

午後二時より植物園、東条、大副、今井、島倉、金光、楠田、久須美、宮脇、高橋、檢金、斎藤、高倉、明道、井手、大野、田野崎(農水産部長代理)、以上十六名出席。

1 大雪ダムおよびエコマンベツスキコース視察報告。なお大雪ダムについては、旭川および上川町の意見を聞くことを要する。

2 六月十日の編集委員会にて決定した会誌発行および総会について承認。

3 オロンコ岩については、那須副知事の尽力により現在採石予定地以上は採石を中止することになりたる旨報告。

4 七月八日、釧路市公民館における博物館大会第二日、自然保護と文化財保護とが議題になったについて、井手理事長招かれて講演せる旨、報告。

5 公園および自然保護関係の部局を

一元化して強化すべしという案について現在では不可能の旨斎藤理事より説明。

6 知床調査団について大副副会長より報告、観光船から上陸させぬこと、突端にテント村を設けさせない。日本で唯一の原始地帯として残したい旨発言、承認さる。

7 景勝地における物売りについて立法措置が必要であるが、協会として意見書を出すこととなる。

そのほか意見交換の後、辻井幹事より植物学上保護したい地域についてスライドをもつて説明。午後四時散会。

●九月四日、常任理事会

十二時より、東条、今井、大副、宮脇、田川、渡辺、石川、高倉、井手、金光、斎藤、松岡(局長代)、以上十二名。

1 道庁委託費の使用方について。

2 オコタンベ湖周辺の自動車道路について意見書提出のこと。

3 稚内の日本最北端の地の碑の落書きについて、関係方面に意見書を出すこと。

4 自然公園内のレインジャー増員の要望。

5 礼文島桃岩のバス道路について調査。

オコタンベ湖周辺特別保護地区の自然保護に関する要望書

支笏湖国立公園のオコタンベ川口から恵庭岳西北麓を通り、道道札幌支笏湖線と連絡する開発道路の建設が現在進められておりますが、明年度はオコタンベ湖特別保護地区内を通過する区間について施工が予定されております。したがってその設計施工にあたっては、オコタンベ湖特別保護地区のもつ自然景観の美しさを破壊することのないよう十二分の配慮が必要でありますので、ここに意見を申し述べさせていただきます。

オコタンベ湖は、支笏湖ができた後、恵庭岳の噴出によりこの山の西北麓に生まれた周囲五キロ、湖面標高五七二メートル、面積四〇ヘクタールの小さな堰止湖であります。周囲はエゾマツ、トドマツ、カンバ、ミズナラ、センノキ、シナノキ、イタヤカエデなどからなる豊富な原始林におおわれ、漁岳、小漁岳の山裾がせまり、紺碧の水をたたえて早春の残雪、盛夏の深緑、秋の紅葉と四季折々の変化に富み、原始的景観の多い本道でも人工の全く加わらざるほとんど唯一の珠玉のごとき貴重な原始的存在であります。学術上にも甚だ価値ある重要な地

区であります。国立公園計画において特別保護地区に指定せられ、厳格なる自然保護の要求せられるゆえんであります。

したがって開発道路の目的を達するに際しても、特別保護地区としての貴重な原始的景観をどこまでも完全に保持し得るよう特別な配慮がなされるべきであって、その工事施行に際しては特につぎの諸点に留意されたいのであります。

第一には森林景観の保持であります。施工の際の支障立木の伐採については関係当局ともじゅうぶんに協議のうえ、必要最小限度に止めるべきであります。

第二には地形の変更により、湖水の汚濁を招く危険が大きいため、道路施工に起因する土砂の流失、崩壊、地すべりなどの防止について十二分の措置を講ずる要があり、そのためにはまず完全な法面緑化を図り、努めて盛土施工を避け、切取施工を原則とすべきであります。なお道々札幌支笏湖線の中で完成せる部分における法面緑化は、まことによく整備されており、範とするに足るものがあると思われまので、今後においても同様にしゅうぶんな施工を期待し得ると信じます。

第三には、切取りにより生じた残土は風致維持上、本特別保護地区に捨てず、

これを風致上支障のないところまで運搬することを要します。現に支笏湖に近い地点での不用意なる土捨てのために、オコタンペ川の清流が著るしく汚濁し、またその景観をも害しておるごとき、二度とくり返えさざるようじゅうぶんな注意をなすべきでありまして、また、すでにその復旧については当然考慮されているものと信ずるものであります。

第四には、道路が沢を渡るばあい、橋を架すことを原則として、でき得る限りじゅうぶんな流水量を考慮して施工すべきでありまして、現在の沢をわたる道路が、先日台風によつて数カ所にわたつて決壊しているごとき、素人目にもその用意の不充分なることが痛感せられるのであります。

第五には、恵庭岳の頂上直下を横きる本道路中の最難所については、なだれの危険についてじゅうぶんな措置が講ぜられるべきであります。

第六に、本地区に対する利用施設の問題であります。オコタンペ湖はあくまでもその原始性の保持に重点を置く必要がありまして、施設としてはそこへいたる途中の適当な箇所に便所を設けるなどのほかは全く人工を加えるべきでなく歩道の整備も現在以上にはほとんど必要

と、いふべきを、要ります。

その他なお注意すべき問題もあるかと思われませんが、要は開発道路の建設がオコタンペ湖特別保護地区のもつ稀有の自然美をよく保存し得て、しかもその機能をじゅうぶんに發揮するようじゅうぶんな配慮を望むしだいでありまして。

昭和四十年十二月八日

北海道自然保護協会長 東条 猛猪

北海道知事

林野庁長官

北海道開発局長

開発局長官

札幌管林局長

厚生大臣

国立公園審議会長

(写し)

日本自然保護協会

国立公園協会

記念碑の落書きに対する注意

道内各地の景勝地にある公共建造物に對して、修学旅行者による落書きが非常に多く、殊に記念碑等の貴重な存在に對しても、そのあとをたためのはまことに困つたことであるが、特に宗谷岬にある「日本最北端の碑」のごときはあまりにそのことが甚しかったので、学校名の明

確たる四校(道内一、東京三)に對して別記のような注意をした。

その結果、各校より本会に對し深く遺憾の意を表し、將來の注意を約され、さらに当事者の真情あふれる謝罪文の送付父兄による落書きの払拭その他のことがあり、同時に社会的にも大きな反響のあつたことは將來の落書き防止についてもまことに意義が深いことと思われた。

拝啓 貴学益々隆昌のこととお慶び申し上げます。

先般本協会々員が日本の最北端であります稚内の宗谷岬に参りましたところ、日本最北端の地を示す石碑が同封写真のごとく、貴学をはじめいくつかの大学生諸君の落書きによつて甚しく汚損せられてゐるのを発見しました。

近年貴重なる自然物、記念物などの保護の必要性が特に認識せられつつあります。ときに、將來教育にたずさわり指導的人物となり、社会生活の模範たるべき大学の学生諸君がかかる落書きを致すのは汚名を天下に曝すの愚行であります。さらに重要な自然物、記念物などを汚すことの責任の重大さは十二分に反省せられねばならぬのであります。

この際、貴学におきましては、よろし

く学生諸君にご訓諭ありまして、二度とこのような行為をなさざるようご指導をいただきたく切望いたします。また、この落書きを貴学の責任において何らかの方法で払拭致すご処置を計られるよう希望致すしだいでありまして、なお、該碑は稚内市長の管理に属してあります。

昭和四十年九月十六日

北海道自然保護協会長 東条 猛猪

副会長 今井 道雄

副会長 犬飼 哲夫

理事長 井手 貞夫

豊平峽ダム建設に関する意見書

昭和四十年五月六日

北海道自然保護協会会長 東条 猛猪

厚生大臣

国立公園審議会会長

北海道知事

札幌管林局長

北海道開発局長

札幌市長

豊平峽に多目的ダムの実施設計予算が決定致し、愈々これが実現にあたるにつ

きましては、ダム本来の目的を達するとともに豊平峽のもつ自然美を破壊することなきよう十二分の配慮が望ましく、このことを特に希望致す次第であります。

豊平峡はご承知のごとく、支笏洞窟国立公園内の第一種特別地域内にありまして、支笏洞窟国立公園において唯一の峡谷美としてかけがえのないものであるのみならず、多くの桜紅た峡谷を有する北海道の中でも層雲峡の安山岩型の岩山に対し、砂礫山型の集塊岩型の岩石より成り立ち、急流が深谷の中に奔流し、かつ兩岸の針葉樹林中に適當に多種類の広葉樹を配して、新緑紅葉の美しさとともに北の耶形溪と称するも適當にあらざる名勝であります。

また約三キロにわたるその峡谷は南北に長く、日照時間の多い利点を有し、また札幌市の中心地より車にて約一時間にて達し得るところから、高等学校、中学校生徒の自然観察の場所として、野外教育上多く利用せられてゐるのみならず、また、市民の一日の消遣地として古くから親しまれてゐるところで、またその峡谷の開けるところには多くの美しい高山植物も群落しております。

したがってこの峡谷にダムを建設することにあつて、そのダムサイトの選定に場所につきましては、高く広く諸般の観点から十二分の検討を細えられて、この貴重な峡谷美をじゅうぶんに活かすつ、その目的を達せられることを切に希望す

る次第であります。

申すまでもなく、自然の美は一度破壊せられますならば永久に失われてしまうのであります。維持保存せられますならば、数世紀、否、数千年にわたつてまことに多数の人々の身心の憩いの場となるところで、その価値の大ききはなかなかに金銭をもつてしては評価しつくせないほどに高大にして貴重なるものであるからあります。

したがって、ダムサイトの決定には自然美を守るようじゅうぶんな配慮が望ましいのであります。なおかつ、ダムの目的を達するためには、約三キロにわたる最も美しい峡谷をさけて、その奥にダムサイトを設定することが最も望ましいこととあります。しかし、そのためには経済上その他、多大の困難も予想せられることとあります。上述せる見地に立つてわが国とその将来の国民とのために、高度な解決を期待したのであります。なお、ダムサイトが最終的に決定致し工事を実施するにさいしましては、峡谷美の保存上、特に三点にご留意をいたさきたいと存じます。

第一には、ダムサイトより下流にあたる峡谷内は工事材料、工事機械などの運搬によつて峡谷美が著しく害せられる危

険がありますので、これらは他の道路を開設してそれを利用していただきたく、これはまた後に観光道路としてじゅうぶんに活用せられ得ると存ぜられます。したがつてまた、工事設置の場所もダムサイトより上流の場所を使用し、また施工方法についても自然をできるだけ破壊しないようにされたいこととあります。

第二には、峡谷美を保存するため、常時最少必要限度の流水を確保していただきたくとあります。

第三に、現在の道路は歩行専用道路として、自動車はこれを通行せしめないこととわしる今後の観光上必要であります。

特別天然記念物

○印は国指定、無印は道指定

名	称	所	有	地	指	定	年	月	日
。鋼路のタンチョウ及びその繁殖地		鋼路支庁管内			昭二七、	三、	二九		
。阿寒湖のマリモ		阿寒郡阿寒町			昭二七、	三、	二九		
。野幌原始林		札幌郡広島村			昭二七、	三、	二九		
。アホイ岳高山植物群落		様似郡様似町			昭二七、	三、	二九		
。昭和新山		有珠郡壮瞥町			昭三三、	六、	一九		

天然記念物

名	称	所	有	地	指	定	年	月	日
。後方羊蹄山の高山植物帯		虻田郡羊蹄山中			大二〇、	三、	三		
。厚岸湖牡蠣島の植物群落		厚岸郡厚岸町			大二〇、	三、	三		

か、従来この峡谷に入ります道路はただ右岸の中腹を通過するのみで、道路より上方の景観はこれを眺め得ても、深く急峻な渓流そのものを鑑賞することはほとんどできない状態でありましたので、諸所に吊橋を架設するとともに、左岸にも適當な歩行道路を設ける要があります。

以上、本協会の意見を簡單ながら申し述べて、豊平峡ダムの建設が豊平峡のもつ貴重なる美をよく保存し得て、さらに新たな人工美を加えられんことを心よりねがい、じゅうぶんなご配慮を希望する次第であります。